

第5回兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成26年10月16日(木) 午前10時30分～  
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について  
(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

(2) 報告事項

- ① 平成25年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について(資料1)
- ② レセプト二次点検業務について(資料2)
- ③ 重複・頻回受診者訪問指導業務について(資料3)
- ④ 社会保障・税番号制度について(資料4)
- ⑤ データヘルス計画策定にかかるKDB(国保データベース)への参加について(資料5)

3 閉 会

第5回 兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 資料  
(審議事項)

平成26年10月16日

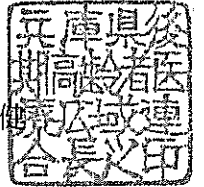
自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供  
について（個人情報保護条例第8条第1項第4号）

兵後広第529号  
平成26年10月16日

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合長  
山中



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について（条例第8条「提供の制限」に関して）

1 提供する個人情報

- (1) 豊岡市の後期高齢者医療被保険者にかかる医療給付データ  
給付記録管理テーブル（個人番号、診療年月、都道府県コード、点数表コード、入外別種別、診療実日数、傷病名コード1、決定点数、包括区分コード、請求年月）、資格テーブル（個人番号）
- (2) 年度区分  
レセプトの保存年限である5年間分（平成21年度から平成25年度）  
なお、平成26年度分以降は、毎年9月頃を目途に前年度分の提供を行う。

2 提供先

兵庫県豊岡市

3 豊岡市から第三者へのデータ提供について

自治体共用型健幸クラウドにおいては、豊岡市の外部でデータを保管することとなる。そのため、第三者に本件データを提供するにあたっては、豊岡市に対し、同市が特に「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供することを条件として課すものとする。

4 データ提供を受ける第三者

株式会社つくばウエルネスリサーチ

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（抜粋）

平成19年3月29日

条例第19号

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

豊健第5121号  
平成26年10月7日

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
連合長 山中 健 様

豊岡市長 中貝 宗治



### 自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について

平素は、本市後期高齢者医療制度の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市におきましては、「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」を活用し、SWC首長研究会に加盟する自治体（新潟県見附市・新潟市・三条市、福島県伊達市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市）及び国立大学法人筑波大学、株式会社つくばウェルネスリサーチとともに、自律的に「歩く」ことを基本とする「健幸」なまちの構築を目指して共同で取組みを進めているところです。また、当該取組みの一環として、自治体共用型健幸クラウド（以下「健幸クラウド」という。）の整備を進めております。

つきましては、健幸クラウドの整備にあたり、貴広域連合が保有する豊岡市の後期高齢者医療被保険者にかかる医療給付データにつきましてご提供賜りたくお願い申し上げます。

なお、提供条件等につきましては、下記のとおりですので、ご検討のうえ、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 提供を希望するデータ及び年度区分

##### (1) データ内容

給付記録管理テーブル（個人番号、診療年月、都道府県コード、点数表コード、入外別種別、診療実日数、傷病名コード1、決定点数、包括区分コード、請求年月）、資格テーブル（個人番号）

##### (2) 年度区分

今回は、レセプトの保存年限である5年間分  
（平成21年度から平成25年度）

なお、平成26年度分以降は、毎年9月頃を目途に前年度分の提供をいただきたい。

## 2 データ保護について

貴広域連合より提供いただくデータに、氏名は含まれませんが、個人番号（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの）が含まれるため、「豊岡市の保有する情報資産の管理に関する規程」及び「豊岡市個人情報保護条例」に基づき、当提供される情報を適正に取扱います。

## 3 豊岡市からデータの第三者への提供について

健幸クラウドにおいては、本市の外部でデータを保管することとなるため、第三者へのデータ提供を行う必要がありますので、ご承諾くださるようお願いいたします。

第三者に本件データを提供するにあたっては、本市が特に「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供いたします。

また、当該データ提供先と本市の間で適正なデータ管理にかかる契約を締結しております。

## 4 データ提供先

株式会社つくばウエルネスリサーチ


## 5 その他

その他、データ授受にあたり必要な事項については貴広域連合の指示に従います。

## 6 添付資料


兵庫県後期高齢者医療広域連合協議資料

以 上




## 健康づくり政策に必要な視点

- ①ポピュレーションアプローチ
- ②科学的検証
- ③「健康」政策から  
「健康まちづくり」政策への転換



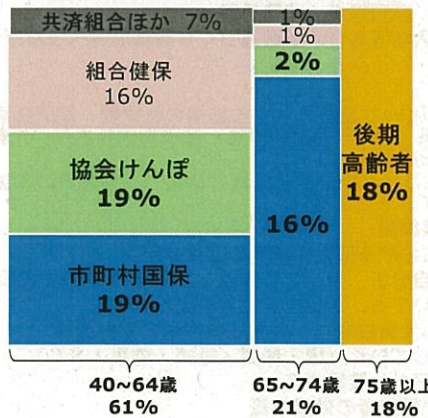
### スマートウェルネスシティの実現



### 後期高齢者データの追加による住民カバー率

住民カバー率 40歳以上の住民に対する医療保険者ごとの構成比

#### 日本



#### 豊岡市

①ポピュレーションアプローチ  
②科学的検証に基づく施策展開

↓

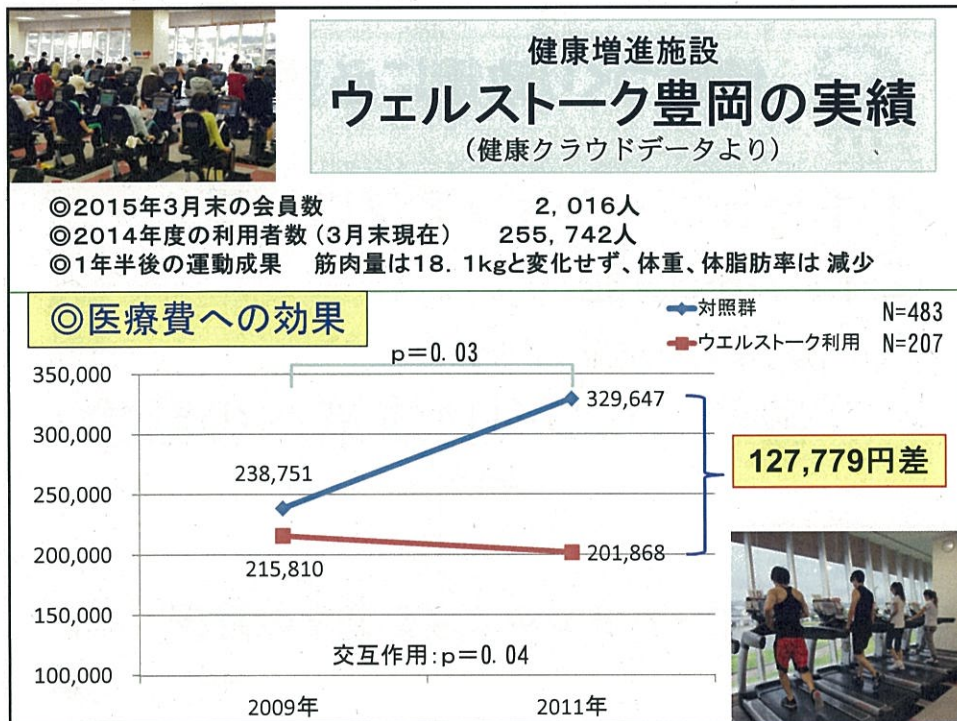
よりの確な実態把握が必要

豊岡市国保のみ: 34%

⇒市国保+協会けんぽ: 57%

⇒市国保+協会けんぽ  
+後期高齢者: 83%

※「医療保険に関する基礎資料」(厚生労働省保健局調査課、平成22年12月)を基に作成  
 ※船員保険加入者、生活保護法適用者、健康法第3条第2項該当者を除く



## 健康クラウドの活用方策(豊岡市)

### 1. 標準帳票の活用

- (1) 地域別の健診受診率、医療費傾向 健診受診勧奨、保健指導、介護予防に活用
- (2) 地域別で、一人当たり医療費に10万円以上の差。入院医療費が大きく影響  
メタボ該当率に医療費運動の傾向あり。原因追求、啓発活用
- (3) 協会けんぽ、後期高齢者医療保険加入者等も含めた健康づくり政策展開へつなげる

### 2. 施策コード1~4の活用

国保・後期高齢加入者を対象に、健康づくりに直接介入する施策の医療費、健診結果・体組成及び介護認定・介護給付等への効果(運動開始前の年度と継続期間年度毎の比較)について、対象群との比較による有意差を検証する。

より多くの項目の比較検証を可能とするため8桁をできるだけ活用し、各施策の参加者等をさらに区分し、施策内容等の効果ポイントを探る。

- (1) e-wellness「ヘルスアップ事業」の効果検証
- (2) 健康増進施設「ウェルストーク豊岡」における運動継続者の効果検証
  - ① 本年3月にクラウドデータを基に独自分析 ⇒ 2年継続128千円の医療費節減
  - ② さらに長期継続者、新規利用者についても、クラウド上で検証したい
- (3) 「健康づくり推進モデル事業」「玄さん元気教室」への継続参加者の効果検証
  - ① 集落等の単位での健康づくりを推進していく(場・仲間・継続・効果・SC)
  - ② 参加グループ毎、歩数計の有無等を区分し登録する
- (4) 介護予防事業「からだ元気塾」での運動継続者の効果検証
  - ① 参加対象者(チェックリスト)、運動期間等を区分し登録する





## 事業内容

ホーム | 事業内容 | 自治体共用型健幸クラウドシステム

### 事業内容

コンサルティング

e-wellnessシステム

研究受託

自治体共用型健幸クラウドシステム

その他事業

講演会・セミナー情報

人材育成

↳ ウェルネスラーニングWeb研修

↳ ウェルネスマネジメント研修会

↳ 筋トレマスター研修会

講師派遣

介護予防筋トレくん

書籍・DVDのご案内

## 自治体共用型健幸クラウドシステム

### 健幸クラウドとは?

つくばウエルネスリサーチは、広域連携7自治体（新潟県見附市、新潟市、三条市、福島県伊達市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市）および筑波大学らとともに、住むだけで健康になれる新しいまちづくり「スマートウエルネスシティ<sup>※1</sup>」施策の企画・分析・評価を行うためのICTシステム「自治体共用型健幸クラウド」を開発しました。

クラウドシステムは、住民の健診データ、医療および介護保険のレセプトデータ、各都市の近隣環境、コミュニティの活性度、ソーシャルキャピタルなど、健康に影響を与える総合的な要因に係る情報を取得・分析・評価し、自治体の課題を「見える化」するとともに、その対策の立案や施策の実施と評価を行うものです。個人情報や保険者間の壁を取り払い、システムを利用する各自治体の国民健康保険・介護保険・社会保険データの一元管理を実現することにより、より高精度な健康施策の分析・評価が可能となります。

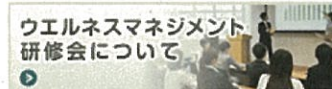
本システムは、スマートウエルネスシティ総合特区協議会<sup>※2</sup>が、平成24年度の総務省「自治体共用型健康クラウド整備の実証実験に関する請負」事業による支援を受けて研究・開発をしたものです。

※1 高齢・人口減社会に対応した新しい都市モデルのコンセプト。

詳しくはスマートウエルネスシティホームページ (<http://www.swc.jp/>) 参照。

※2 「健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区」事業推進のため、新潟県見附市、新潟市、三条市、福島県伊達市、岐阜県岐阜市、大阪府高石市、兵庫県豊岡市、筑波大学、株式会社つくばウエルネスリサーチ、東日本電信電話株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、他4社で構成された協議会。

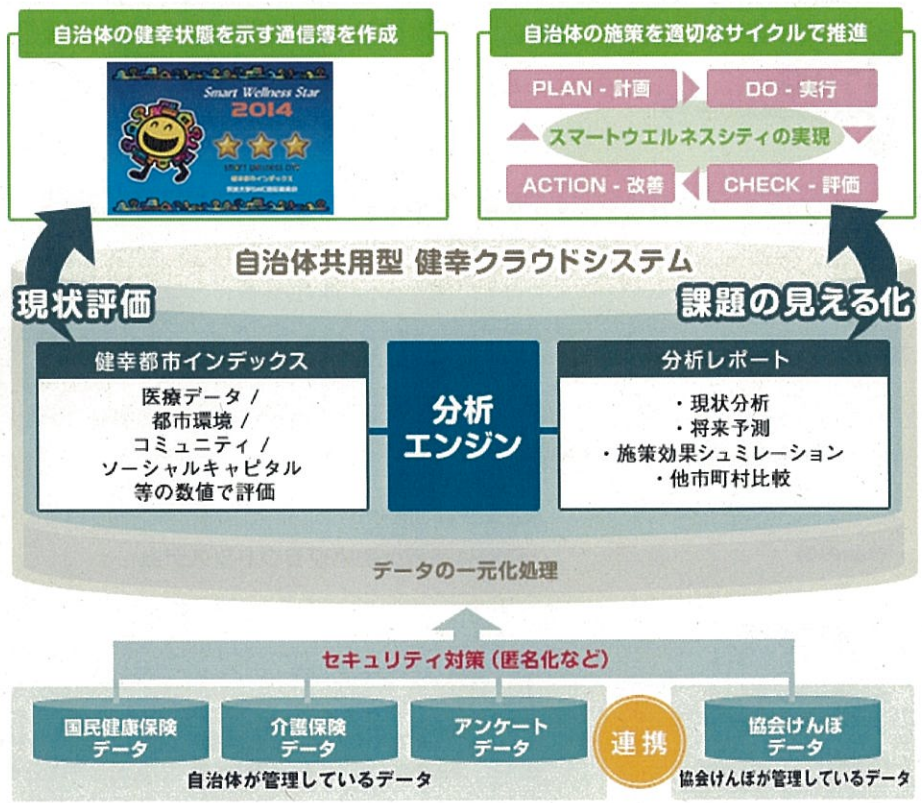
### 自治体共用型健幸クラウドの仕組み



見た目じゃわからない！  
サルコペニア肥満について

認定運動支援薬剤師  
ウエルネスファーマシスト  
e-ラーニング

当社はプライバシーマークの使用を認められた認定事業者です。  
個人情報保護法



● ページの先頭へ戻る

### 健幸クラウドの特徴

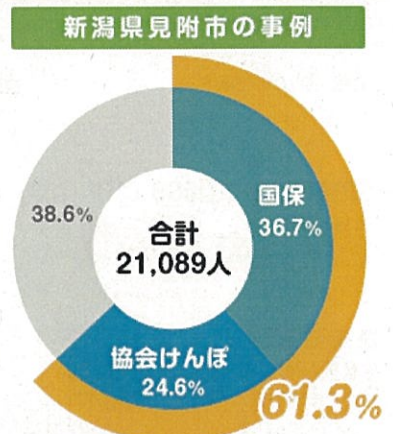
わが国で初めて異なる保険者間の健診・医療レセプトデータの一元化を実現

これまで、自治体で把握していた住民の健康関連の情報は、国民健康保険加入者（住民の約3割）の健診データやレセプトデータに限られていました。本システムではこれに加えて、介護保険データおよび社会保険データ（企業健保や各都道府県に支部を持つ全国健康保険協会のデータ等）を統合し、住民の約7割の健康データを一元管理・分析します。これにより、より高精度な健康施策の分析・評価が可能となります。

## 住民の約7割の健康データを一元管理・分析

自治体が把握できる住民の健康情報は  
国民健康保険のみで  
住民の約3割の把握に過ぎない。

国民健康保険・社会保険のデータを  
一元化することで、住民の約7割を  
カバーする分析を行うことが可能になる。



※40歳以上～74歳の住民カバー率

### 「健幸都市インデックス」の導入

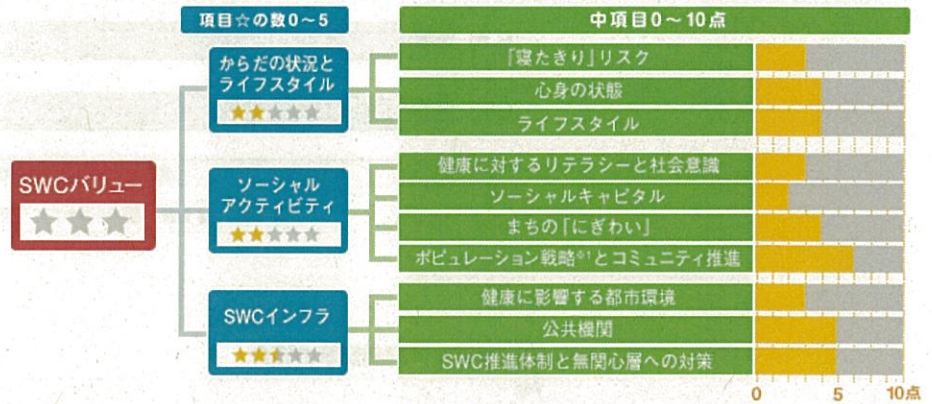
健幸クラウドは、様々な健康施策を総合的に評価した結果を星1～3つの「健幸都市インデックス」という総合評価指標で示します。これは、健康施策の実施効果を表すもので、施策の経年評価や他の自治体との比較も可能となります。

自治体の健幸都市インデックス (SWCバリュー) を示します。

※「健幸都市」とは

地域住民がそのまちに暮らすことによって自然と健康になり幸せに暮らせる都市「Smart Wellness City (スマートウエルネスシティ)」のことをいいます。

### 健幸都市インデックス (SWCバリュー)



現在、ほとんどの自治体では健康施策の効果は検証されておらず、従って、適切な改善もなされていない状態です。健幸都市インデックスのような客観的な評価指標を導入することで、施策の進捗状況が「見える化」され、年度ごとの目標設定が可能となり、健康施策に企画・実施・検証・改善のPDCAサイクルを取り入れることができます。

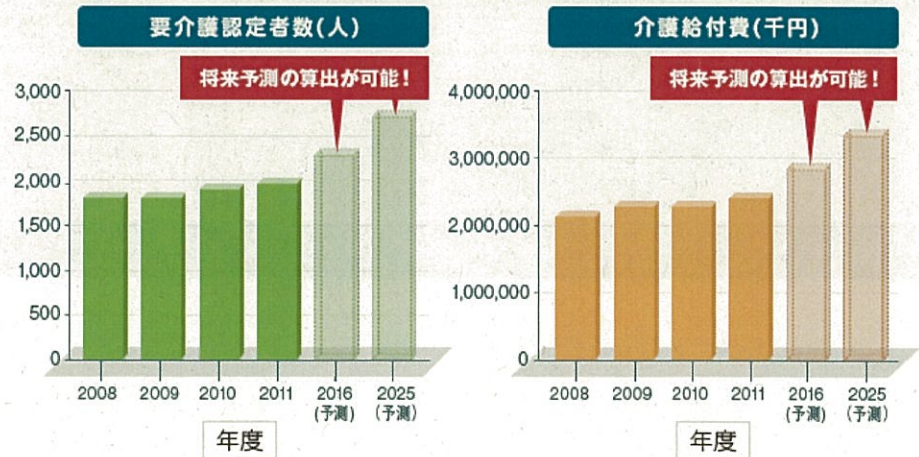
#### 信頼性の高い共用型システム

本システムは保険者の健康・保険情報という非常に機密性の高い情報を扱うため、高度なセキュリティ技術を用いた情報連携活用基盤を構築しています。収集した健康関連情報は、安全で堅牢な保守・運用システムを有するデータセンターで保管し、自治体と健幸クラウドをつなぐネットワークには、あらかじめ登録された利用者のみが通信可能なVPN (Virtual Private Network) 回線を利用することで、自治体が安心してデータの登録や分析・評価結果の閲覧ができるシステムを確立しました。

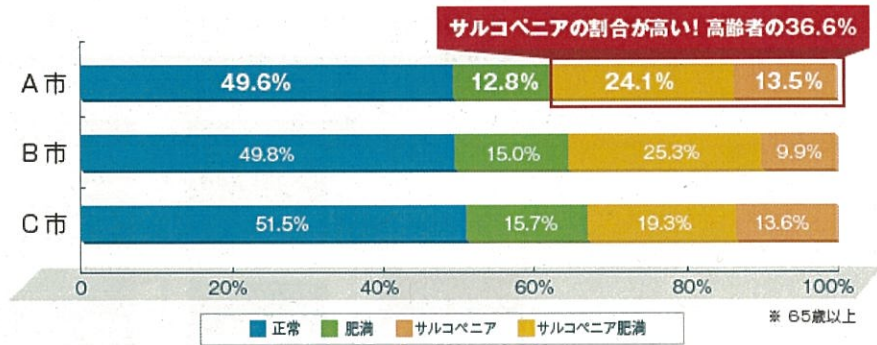
また、ビッグデータの解析、さらに予測や最適化を行うデータマイニング技術を開発したことにより、地域住民の健康状態の傾向だけでなく、その原因までを分析し適切な対策を提案することが可能となりました。

#### 自治体共用型健幸クラウドを用いた分析事例

##### 要介護認定者数と介護給付費の将来予測



他市比較によるサルコペニア肥満該当者割合



[ページの先頭へ戻る](#)

メディア掲載記事の紹介

詳しくは「[メディアニュース](#)」をご確認下さい。

[ページの先頭へ](#)

DVD・保健指導テキスト

ビデオ・DVD・書籍の  
販売  
[詳しくはこちら](#)

関連書籍の  
ご紹介  
[詳しくはこちら](#)

運動器機能向上プログラム作成ソフト

介護予防  
**筋トレくん**  
運動器機能向上プログラム作成ソフト

つくばウエルネスリサーチとは?

事業内容

- コンサルティング
- e-wellnessシステム
- 研究受託
- 自治体共用型健幸クラウドシステム
- 講演会・セミナー情報
- 人材育成
- ウエルネスラーニングWeb研修
- 講師派遣
- 介護予防筋トレくん
- 書籍・DVDのご案内

実績紹介

- 事例
- 実績
- 学術

ニュース一覧

- お知らせ
- メディアニュース

会社情報

- 会社概要
- サービスの特長と実績
- 理念・挨拶
- 設立の経緯・沿革
- アクセス
- 採用情報

[ウエルネスマネージャー専用ページ](#)

## 給付記録管理情報等の授受に関する協定書（案）

豊岡市（以下「甲」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）とは、甲が（株）つくばウエルネスリサーチ（以下「丙」という。）と締結している「健康クラウドシステム利用契約」（以下「システム利用契約」という。）に基づき丙に提供する給付記録管理情報及び後期高齢者医療制度の被保険者資格に係る情報（以下「本件情報」という。）について、これを補完するため、甲乙間での本件情報の授受等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準第96条に基づき、甲乙間の本件情報の授受等について、必要事項と責務を定めるものである。

2 前項に定める本件情報は、システム利用契約に基づき丙が業務を実施するに際し、その必要な限度を超えないものとする。

### （情報の内容）

第2条 本協定における本件情報の内容については、後期高齢者医療制度の被保険者に関する情報、給付記録管理に関する情報その他の甲の後期高齢者医療制度に係る必要な情報とする。

### （情報の提供手段）

第3条 甲と乙の間における本件情報の提供は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られたデータ（以下「本件データ」という。）により行う。

2 甲と乙との間における本件情報の提供は、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワーク（以下、「保険者ネットワーク」という。）のネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理にて行う。

3 前項以外の手段により本件情報提供の必要がある場合には、パスワードを設定の上、暗号化を行い、光ディスクもしくは光磁気ディスクに記録し、本件情報の提供を行う。

### （取扱い上の責務）

第4条 甲は、本件情報の取扱いに当たり、甲の責任において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意義務をもって本件情報を適正に管理すること。
- (2) 本件情報の全部又は一部を後期高齢者医療制度業務及び健康施策の評価にかかると分析以外の目的で複製し、又は複製しないこと。
- (3) 本件情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止すること。
- (4) 甲は、本件情報の漏えい、紛失等の事故が発生したときは、乙に直ちに通知す

るとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。

(5) 本件情報を取り扱うものに対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施すること。

(6) 甲は、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱責任者)

第5条 甲は、本件情報の取扱いに当たり、あらかじめ、取扱責任者を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。取扱責任者を変更した場合も、同様とする。

(情報提供の制限)

第6条 甲は、本件情報を、法令並びに甲及び乙が施行する個人情報保護条例（以下「法令等」という。）に規定のある場合を除き、後期高齢者医療制度業務及び健康施策の評価にかかる分析以外の目的で使用し、又は丙以外の第三者に提供してはならない。

2 甲は、前項の場合において、丙に対し、本件情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は本件情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 甲は、本件情報の加工等を丙に委託する場合、特定の個人が識別される情報を削除しなければならない。

(委託業者の指導、監督等)

第7条 甲は、前条第3項の場合において、丙に対し個人情報等の取扱いに安全な管理が行われるよう、指導、監督を行わなければならない。

2 甲は、丙における本件情報の取扱いについて、すべての責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第8条 甲及び乙は、本件情報を取り扱う際に知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が解除された後も、また、同様とする。

(法令等の遵守)

第9条 甲及び乙は、後期高齢者医療制度運用上必要な情報を保護するために、次の法令ほか関係法令及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

(5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成18年条例第19号）

(6) 甲が施行する個人情報保護条例等

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、協定書締結の日から平成27年3月31日までとする。  
ただし、システム利用契約が成立している場合に限り、有効期間満了日の3か月前までに甲又は乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、後期高齢者医療制度に係る情報を授受等する際の取扱いに関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月 日

甲 豊岡市  
代表者 豊岡市長  
中 貝 宗 治

乙 兵庫県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長  
山 中 健

## 健幸クラウドシステム利用契約書

豊岡市（以下、「甲」という。）と株式会社つくばウエルネスリサーチ（以下、「乙」という。）とは、以下に定める業務に関して、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、乙が管理、運用する自治体共用型健幸クラウドシステムを甲が利用するにあたって、乙が甲に対して有効なデータの分析、課題の抽出、施策の立案及び結果の評価等の情報提供（以下、「本業務」という。）を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### （内容）

第2条 乙は、甲に対して、次の各号に掲げるところにより本業務をシステム利用の一貫として提供するものとする。

(1) データの匿名化・標準化のためのデータ変換サービス

ア 個人属性情報／特定健診等の各データ群を健幸クラウド登録用のデータフォーマットに変換及び匿名化処理を実施する機能を有するツールの保守・運用を行う。

(2) 甲が保有する別表「提供情報データ一覧」に掲げる情報（以下、「提供情報」という。）の自治体共用型健幸クラウドへの登録

(3) 自治体共用型健幸クラウドの保守運用

ア 登録データを連結不可能匿名化処理（個人を識別できないように、新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化）し、そのデータを集計・分析するシステムの保守・運用を行う。

(4) 自治体共用型健幸クラウドを活用した解析支援

ア 自治体共用型健幸クラウドシステムに搭載される「標準分析ツール」の活用について問い合わせ対応の支援を行う。

イ 甲が「スマートウエルネスシティ」実現に向けて現状の課題を明らかとするため、自治体共用型健幸クラウドシステムに登録された提供情報を活用した独自分析を行うに当たって、必要なCSVデータを自治体共用型健幸クラウドシステムから抽出し提供する（原則年3回）。

ウ 甲が要望する分析内容について、課題の要因分析及び考察のフィードバックを行う（原則年1回）。なお解析方針は双方協議のうえ決定する。

エ 自治体共用型健幸クラウドシステムにより、総合評価として算出される健幸都市インデックス及び将来予測等の結果を活用し、現状の課題と今後の方向性を提示する（原則年1回）。

2 前項に定める本業務を行うに当たっては、別紙1「提供情報の登録、管理及び分析上の取扱いに関する特記事項」に基づいて提供情報の保守管理を行うものとする。

### （システム利用料）

第3条 甲は、本業務の遂行のためのシステム使用料として、金5,724,000円（税



込)を乙に支払う。

- 2 甲は、本業務が完了した後に乙の提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に対してシステム利用料を支払うものとする。
- 3 乙は、既に支払われたシステム利用料その他の費用の返還はしないものとする。ただし、特段の事情がある場合には甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、第1項に定めるシステム利用料を変更しようとする場合は、甲に事前に変更内容、変更時期等を通知のうえ、協議するものとする。
- 5 甲が本業務の範囲を超えて特殊なサービスを乙に依頼した場合、当該サービスの提供及び付加費用について、別途甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

- 2 更新、解除、中途解約等については、事前に甲乙協議して決定するものとする。ただし、本契約のうち第6条、第7条及び第9条については、契約終了又は解除後も有効とする。

(実施方法等)

第5条 本業務を進めるにあたって、甲及び乙の分担について、次のとおりとする。

- (1) 甲は、事前に本業務を実施するための環境を整備するなど、円滑な業務実施に協力するものとする。
- (2) 乙は、本契約に基づき本業務を誠意を持って実施する。
- (3) その他詳細は、別紙2「自治体共用型健幸クラウドシステム利用規約」に定めるところによる。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本契約に基づきそれぞれ相手方から提示された資料、本業務に関わる手法、その他一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず、公知公用の情報についてはこの限りではないものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律及び関連する全ての法令等に基づき、個人情報を適切に取得し管理するものとする。

- 2 その他情報の取扱いについては、別紙3「提供情報取扱特記事項」による。

(保証)

第8条 乙は、甲に対して、本契約締結時点における乙の有する最新の専門的技術、情報及び経験等に基づいて本業務を提供することを保証する。

(公表等)

第9条 甲及び乙は、本業務並びに本契約の存在及び内容に関して新聞発表等を行う場合は、事前に相手方とその内容及び条件について協議し、相手方の書面による同意を得た上でなければ、これを公表等してはならないものとする。ただし、甲による公用を目的とした公表等については、この限りでない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ

とができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか乙が契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか乙の都合により、この契約の解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約及びその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約及びその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、システム利用料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲又は乙は、相手方が本契約及びこれに付随する合意に違反したときは、2週間の期間を定めて是正の催告をなし、相手方がその期間内にその違反を是正しなかった場合は、本契約を直ちに解除することができる。

4 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払いを停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき
- (3) 強制執行等の処分を受けたとき

- (4) 破産の申立、民事再生の申立、整理、会社更生法手続開始決定等の事実が生じたとき
- (5) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
- (6) 災害その他のやむを得ない事由が発生し、契約の履行が著しく困難であると相手方が認めたとき
- (7) 経営体制に変更が生じたため契約の履行が困難であると相手方が認めたとき

5 甲又は乙が本契約の解除により損害を受けたときは、第1項に定める場合を除き、相手方にその損害の賠償を請求することができる。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、相手方の契約違反により、又は乙の健幸クラウドサービスの4週間以上に及ぶ長期障害により、甲が損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、事故の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は、含まれないものとする。

(裁判管轄)

第12条 本契約に関する訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

甲及び乙は、本契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 兵庫県豊岡市中央町2番4号  
豊岡市  
豊岡市長 中 貝 宗 治

乙 茨城県つくば市研究学園D6街区8画地  
研究学園スクエアビル5F  
株式会社つくばウエルネスリサーチ  
代表取締役社長 久野 譜也

## 別表

## 提供情報データ一覧

自治体共用型健幸クラウドに登録されるデータの種類と対象年度

データ群	データ項目例	評価対象年度							
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
A	個人属性情報	性別、小学校区コード、生年月、医療保険資格取得年月日・喪失年月日、健康保険区分、施策コード	●	●	●	●	●	●	—
B	特定健診	健診年月日、メタボ判定、標準的質問票項目、各種検査結果(身長、体重、BMI、腹囲、血圧、中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、空腹時血糖、HbA1c、尿糖、尿蛋白、ヘマトクリット、血色素量、赤血球数、心電図所見、眼底検査、尿酸、クレアチニン等)	●	●	●	●	●	●	—
C	特定保健指導	健診後初回面接の実施日付、支援終了日、脱落年月日	●	●	●	●	●	●	—
D	医療保険レセプト	診療年月、診療実日数、入外種別コード、傷病名コード、決定点数	●	●	●	●	●	●	—
E	介護保険レセプト	サービス提供年月、サービス種類コード、サービス実日数、単位数合計、給付金合計、要介護認定時の要介護度区分コード	●	●	●	●	●	●	—
F	介護認定	要介護認定申請理由(1号被保険者、2号被保険者)、障害者の日常生活自立度、認知症高齢者日常生活自立度、介護度区分コード	●	●	●	●	●	●	—
G	追加アンケート	身体活動量、ヘルスリテラシー、住環境、交通手段、ライフスタイル等	—	—	—	—	—	●	—
H	まちづくりチェックリスト	まちづくりチェックリストの評価結果	—	—	—	—	●	●	●
I	統計データ	人口、世帯数、要介護認定者数など	●	●	●	●	●	●	●

## 別紙 1

### 提供情報の登録、管理及び分析上の取扱いに関する特記事項

#### (基本的事項)

第1条 甲が保有する提供情報を自治体共用型健幸クラウドに登録し、又は管理若しくは分析するに当たっては、甲及び乙は提供情報の外部漏えい、滅失又はき損をすることのないよう、提供情報の取扱いを適切に行わなければならない。

#### (提供情報の登録)

第2条 甲は、甲の保有するシステム等から抽出した提供情報並びに医療保険者から提供を受けたレセプト情報及び健診結果情報について、特定の個人が識別される情報を削除して、自治体共用型健幸クラウドに登録する。

#### (提供情報の管理、分析)

第3条 乙は、自治体共用型健幸クラウドに登録された提供情報を取り出す場合は、甲に事前確認したうえで取り出し、磁気テープ、磁気ディスク又はその他の媒体（以下「データ記録媒体等」という。）内に記録して管理する。

2 乙は、データ記録媒体等の取扱い及び保管に関する管理責任者を定めて甲に届け出るとともに、データ記録媒体等を安全な場所に格納する等、情報の外部漏えい、滅失、き損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、保管する情報を漏えい、滅失又はき損したことにより甲又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、分析を行うに当たっては、匿名化された情報であっても特定の個人が識別できるレベルでの分析は行ってはならない。

#### (知的財産)

第4条 提供情報によって得られた結果、考察等の知的財産及びこれらに基づく知的財産権並びに知的財産を受ける権利（以下、「本成果」という。）は、甲乙で共有するものとする。

2 甲乙ともに、提供情報によって得られた本成果を学会、論文、新聞紙上等で発表する際は、発表内容、時期、方法等について、書面による事前の同意を必要とする。ただし、甲による公衆を目的とした公表等については、この限りでない。

## 別紙 2

### 自治体共用型健幸クラウドシステム利用規約

#### (目的)

第1条 この規約は、本業務を円滑に実施するための環境の整備等について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム利用 自治体共用型健幸クラウドにおいて、提供情報のアップロード、又は提供情報の分析を行うことをいう。
- (2) 情報管理責任者 甲の指定する職員に対し、乙が ID とパスワードを付与した、自治体共用型健幸クラウドシステムを利用する上での管理責任者をいう。
- (3) システム利用者 情報管理責任者のもと、自治体共用型健幸クラウドシステムを利用する甲の職員をいう。
- (4) 個人情報 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなる情報をいう。

#### (登録情報)

第3条 甲は、その責任において個人情報に当たらない情報とした上で、自治体共用型健幸クラウドシステムに提供情報を登録するものとする。

#### (禁止事項)

第4条 甲、情報管理責任者及びシステム利用者は、システム利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとする。

- (1) システム利用に関する情報を改竄する行為
- (2) ID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与する行為
- (3) 第三者にシステム利用させる行為
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
- (5) 自治体共用型健幸クラウドシステムを第三者に再販又は再実施させる行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により、第三者の個人情報を収集する行為
- (7) 自治体共用型健幸クラウドの利用又は提供を妨げる行為
- (8) 自治体共用型健幸クラウドシステム及び乙の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (9) 法令又は公序良俗に反する行為
- (10) 営利を目的としてシステム利用をする行為（乙が承認した場合を除く）
- (11) その他、事由を明示した上で乙が不適切と判断した場合

2 情報管理責任者及びシステム利用者は、システム利用の方法等について、乙所定のマニュアルその他の指定を遵守するものとし、これに違反する行為又は恣意的な行為を行ってはならないものとする。

#### (情報管理責任者の届出等)

第5条 甲は、情報管理責任者及びシステム利用者の届出又は変更をしようとするときは、所定の様式により、乙に提出するものとする。

2 乙は、甲から情報管理責任者及びシステム利用者の届出があった場合、承認後速やかにその旨を甲に通知するものとする。

3 前項にかかわらず、乙は、情報管理責任者及びシステム利用者として届け出られた者が次の各号の一に該当するときは、情報管理責任者及びシステム利用者として承認しない場合がある。

(1) 過去に本規約に違反する等によりシステム利用を取り消された者であるとき

(2) 甲からの申請内容に虚偽の記載、誤記があったとき、又は記入もれがあったことが判明したとき

(3) その他、事由を明記した上で乙が本システムの情報管理責任者及びシステム利用者として不適当と判断したとき

4 システム利用者として届出のあった者は、乙が承認し通知後において自治体共用型健幸クラウドを利用することができるものとする。

(運用するための環境)

第6条 自治体共用型健幸クラウドシステムを運用するために、必要な環境は以下のとおりとする。必要環境は、甲及びシステム利用者の裁量と負担により事前に整備調達するものとする。

(ア) ネットワーク環境

回線プラン：フレッツ光ネクスト（ファミリー・ハイスピードタイプ）

下り回線（データ受信）最大 200Mbps

上り回線（データ送信）最大 100Mbps

基本セッション数 2（PPPoE セッション）

接続可能端末台数 制限なし

VPN プラン：[NTT 東日本エリア] フレッツ VPN ワイドプラン 10 プラス

[NTT 西日本エリア] フレッツ VPN ワイドプラン

(イ) 甲の庁舎内に設置する端末環境

OS：Windows 7、Web ブラウザ：Internet Explorer 8 が導入された PC

(乙からの通知)

第7条 乙は、甲乙協議の上、双方が適当と判断する方法により、システム利用者がシステム利用するうえで必要な事項を通知するものとする。

2 前項に定める通知は、当該通知がシステム利用者に到達した時点から効力を有するものとする。

(システム利用の許諾)

第8条 乙は、第5条の規定に基づいて承認したシステム利用者に対して、システムを利用する際に必要となる ID 及びパスワードを、甲の申請に基づいて発行するものとする。

(パスワードの管理等)

第9条 情報管理者は、システム利用者に対して定期的なパスワードの変更を促し、システム利用者は変更を定期的実施する。

2 情報管理者及びシステム利用者は、ID 及びパスワードの使用及びこれらの管理について一

切の責任を負うものとする。

3 システム利用者は、ID及びパスワードが第三者に不正に使用されたことが判明したときは、速やかに情報管理責任者を通じて乙にその旨を通知するものとする。

(利用停止及び契約等の解除)

第10条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると判断した場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなくシステム利用を一時停止し、又は契約等を解除することができるものとする。

- (1) 支払停止又は支払不能となった場合
- (2) 甲、情報管理者及びシステム利用者が本規約に違反した場合



提供情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、提供情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、提供情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために提供情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた提供情報を自治体共用型健幸クラウドの開発、改修及び甲の健康施策の評価にかかる分析以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた提供情報について、提供情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の提供情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた提供情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた提供情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された提供情報が記録された資料等を甲の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた提供情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、提供情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した提供情報が記録された資料等を、この契約完了後

直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている提供情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



SWC連携基盤共通フォーマット(2013年度版)

【評価対象年度】 2013年度登録対象範囲は「2008-2012年度データ」

※当仕様は、共通交換ツールを実行し、1次匿名化(付番)処理したレイアウトです。  
 ※共通交換ツールを使用する際は、実際のデータレイアウトから変換しますので、必ずしも当仕様と合致しなくても結構です。  
 赤字:改定(2013年度版)  
 例: 変換前の個人番号は、32桁である必要はありません。実際の桁数にて、共通変換処理を実施します

【データの種別】

No.	データ群	抽出条件	対象年齢	備考
1	個人属性情報	該当年度の4月1日時点での国保加入者	40~74歳	
2	特定健診	該当年度の健診実施データ	「健診年月日」が該当年度(4月1日~翌年3月31日)のデータ	ヘッダー情報:有
3	特定保健指導	該当年度の特定健診に基づく全てのデータ	「健診実施日」が該当年度(4月1日~翌年3月31日)のデータ	ヘッダー情報:有
4	医療保険レセプト	該当年度に診療を受けたデータ	「診療年月」が該当年度(4月1日~翌年3月31日)のデータ	ヘッダー情報:有
5	介護保険レセプト	該当年度に介護サービスを受けたデータ	「サービス提供年月」が該当年度(4月1日~翌年3月31日)のデータ	ヘッダー情報:有(自治体のみ)
6	介護認定	該当年度の4月1日時点で介護認定を受けたデータ		ヘッダー情報:有(自治体のみ)
7	追加アンケート	該当年度に実施した質問調査のデータ		ヘッダー情報:有(自治体のみ)

No.	項目名	項目説明	項目説明	備考
1	個人属性情報	※項目説明欄に「全角」の記載のある項目以外は半角です。		
1	レコード識別情報	自治体コード5桁-健康保険区分1~3桁-個人番号~32桁	自治体コード 07213 伊達市、15100 新潟市、15204 三条市、15211 豊根市、21201 岐阜市、27225 高石市、28209 豊岡市	
2	データ種別	11:個人属性情報		
3	年度	西暦で格納される、YYYY		
4	市町村名	市の名称 全角15文字		2013年度の対象:「2008-2012年度データ」
5	区分名	政令市以外の名称、政令市以外はプランク 全角15文字		
6	市町村コード	全国地方公共団体コード 07213:伊達市 15101:新潟市北区、15102:新潟市東区、15103:新潟市中央区、15104:新潟市江南区、15105:新潟市秋葉区、15106:新潟市南区、15107:新潟市西区、15108:新潟市西蒲区		
7	小学校区分名	小学校区分名が日本橋表記で入る(例:第一小学校) 全角15文字		
8	性別	1:男、2:女		
9	生年月	YYYYmm		
10	健康コード1	e-wellnessの健康コードが格納される		
11	健康コード2	各団体で任意設定可能(自由エリア)		本コードはe-wellness以外に使用することはない予定
12	健康コード3	各団体で任意設定可能(自由エリア)		
13	健康コード4	各団体で任意設定可能(自由エリア)		
14	医療保険資格取得年月日	YYYYmmdd		
15	医療保険資格喪失年月日	YYYYmmdd		
16	家族情報(被用者保険の場合)	家族コード		
17	健康保険区分	1:国保、2:協会けんぽ、3:NTT健康、4:IBM健康		社会保険データのみのみ、自治体の場合はプランク
18	予備1	文字		
19	予備2	文字		
20	予備3	文字		
21	予備4	文字		
22	予備5	文字		
23	予備6	文字		
24	予備7	文字		
25	予備8	文字		
26	予備9	文字		
27	予備10	文字		

No.	項目名	項目説明	項目説明	備考
2	特定健診			
1	レコード識別情報	自治体コード5桁-健康保険区分3桁-個人番号32桁		2013年度の対象:「2008-2012年度データ」
2	データ種別	12:特定健診		
3	年度	西暦で格納される、YYYY		
4	健診年月日	YYYYmmdd		
5	予約判定	1:基準該当、2:予備基準該当、3:基準外、4:判定不能		
6	保健指導レベル	1:積極的支援、2:動機付け支援、3:なし、4:判定不能		
7	服薬1(血圧)	1:服薬あり、2:服薬なし		
8	服薬2(血糖)	1:服薬あり、2:服薬なし		
9	服薬3(脂質)	1:服薬あり、2:服薬なし		
10	既往歴1(脳血管)	1:はい、2:いいえ		
11	既往歴2(心血管)	1:はい、2:いいえ		
12	既往歴3(腎不全・人工透析)	1:はい、2:いいえ		
13	貧血	1:はい、2:いいえ		
14	喫煙	1:はい、2:いいえ		
15	20歳からの体重変化	1:はい、2:いいえ		
16	30分以上の運動習慣	1:はい、2:いいえ		
17	歩行又は身体活動	1:はい、2:いいえ		
18	歩行速度	1:はい、2:いいえ		
19	1年間の体重変化	1:はい、2:いいえ		
20	食べ方1(早食い等)	1:はい、2:いいえ		
21	食べ方2(就寝前)	1:はい、2:いいえ		
22	食べ方3(夜食/間食)	1:はい、2:いいえ		
23	食習慣	1:はい、2:いいえ		
24	飲酒量	1:毎日、2:時々、3:ほとんど飲まない(飲めない)		
25	睡眠	1:1台未満、2:1~2台未満、3:2~3台未満、4:3台以上		
26	生活習慣の改善	1:意識なし、2:意識あり(6ヶ月以内)、3:意識あり(近いうち)、4:取組済み(6ヶ月未満)、5:取組済み(6ヶ月以上)		
28	身長	1:はい、2:いいえ		
29	体重	1:cm		
30	BMI	1:kg		
31	BMI	1:kg/m <sup>2</sup> 小数点以下2位四捨五入		
32	腹囲	1:cm		
33	腹囲	1:cm		
34	血圧1(収縮期)	1:mmHg		
35	血圧2(拡張期)	1:mmHg		
36	血圧2(収縮期)	1:mmHg		
37	血圧2(拡張期)	1:mmHg		
38	血圧平均値	1:mmHg		
39	血圧平均値	1:mmHg		
40	中性脂肪	1:mg/dl		
41	中性脂肪	1:mg/dl		
42	HDLコレステロール	1:mg/dl		
43	HDLコレステロール	1:mg/dl		
44	LDLコレステロール	1:mg/dl		
45	LDLコレステロール	1:mg/dl		
46	GOT	1:IU/L		
47	GOT	1:IU/L		
48	GPT	1:IU/L		
49	GPT	1:IU/L		
50	γ-GTP	1:IU/L		
51	γ-GTP	1:IU/L		
52	空腹時血糖	1:mg/dl		
53	空腹時血糖	1:mg/dl		
54	HbA1c	1:%		
55	HbA1c	1:%		
56	尿糖(定性)コード	1:標準様式コード参照		
57	尿糖(定性)コード	1:標準様式コード参照		
58	尿蛋白(定性)コード	1:標準様式コード参照		
59	尿蛋白(定性)コード	1:標準様式コード参照		
60	ヘマトクリット	1:%		
61	血色素量	1:g/dl		
62	赤血球数	1:10000/μl		
63	心電図所見1	1:全角30文字		
64	心電図所見2	1:全角30文字		
65	心電図所見3	1:全角30文字		
66	心電図所見4	1:全角30文字		
67	心電図所見5	1:全角30文字		
68	眼底検査 H	1:標準様式コード参照		
69	眼底検査 S	1:標準様式コード参照		
70	眼底検査 スコップ	1:標準様式コード参照		

71	眼底検査 KW	半角数字	4		標準様式コード参照	
72	眼底検査 その他	文字	60		全角30文字	
73	尿糖コード	文字	17		JLAG10コード	
74	尿糖	半角数字	4		1 mg/dl	
75	クレアチニンコード	文字	17		JLAG10コード	
76	クレアチニン	半角数字	4		1 mg/dl	
77	予備1	文字	40			
78	予備2	文字	40			
79	予備3	文字	40			
80	予備4	文字	40			
81	予備5	文字	40			
82	予備6	文字	40			
83	予備7	文字	40			
84	予備8	文字	40			
85	予備9	文字	40			
86	予備10	文字	40			

### 3. 特定保健指導

No	項目名	項目説明	項目備考
1	レコード識別情報	自治体コード5桁-健康保険区分3桁-個人番号32桁	
2	アーク種別	13:特定保健指導	
3	年度	西暦で格納される yyy	2013年度の対称:「2008-2012年度データ」
4	健康状態初回面接の実施日付	yyyymmdd	
5	保険上の継続的な支援の終了日	yyyymmdd	積極的支援および動機付け支援の終了日
6	脱落年月日	yyyymmdd	
7	予備1	文字	40
8	予備2	文字	40
9	予備3	文字	40
10	予備4	文字	40
11	予備5	文字	40
12	予備6	文字	40
13	予備7	文字	40
14	予備8	文字	40
15	予備9	文字	40
16	予備10	文字	40

### 4. 医療保険レセプト

No	項目名	項目説明	項目備考
1	レコード識別情報	自治体コード5桁-健康保険区分3桁-個人番号32桁	
2	アーク種別	21:医療保険レセプト	
3	年度	西暦で格納される yyy	2013年度の対称:「2008-2012年度データ」
4	診療年月	yyyymm (西暦)	
5	通達府県コード		
6	点数表コード	1: 医科, 2: DPC, 3: 歯科, 4: 眼科, 5: 施設, 6: 訪問看護, 7: 養老 レセプト-全国共通キーから	
7	入外別種別コード	入院: 1, 3, 5, 7, 9 入院外: 2, 4, 6, 8, 0	1: 本人入院, 3: 3歳未満入院, 5: 家族入院, 7: 高齢者入院, 9: 9割; 高齢者入院8割, 2: 本人入院外, 4: 3歳未満入院外, 6: 家族入院外, 8: 高齢者入院外9割, 0: 高齢者入院外8割
8	診療日数(保険)	半角数字	2
9	療養名コード1	半角数字	4
10	療養名コード2	半角数字	4
11	療養名コード3	半角数字	4
12	療養名コード4	半角数字	4
13	療養名コード5	半角数字	4
14	決定点数	半角数字	8
15	予備1	文字	40
16	予備2	文字	40
17	予備3	文字	40
18	予備4	文字	40
19	予備5	文字	40

### 5. 介護保険レセプト

No	項目名	項目説明	項目備考
1	レコード識別情報	自治体コード5桁-健康保険区分3桁-個人番号32桁	
2	アーク種別	31:介護保険レセプト	
3	年度	西暦で格納される yyy	2013年度の対称:「2008-2012年度データ」
4	サ-ビス提供年月	yyyymm	
5	サ-ビス種類コード	全国共通番号	
6	サ-ビス受日数	半角数字	5
7	単位数合計	半角数字	3
8	給付金合計	半角数字	8
9	要介護認定時の要介護区分コード	1: 要支援1, 2: 要支援2, 3: 要介護1, 4: 要介護2, 5: 要介護3, 6: 要介護4, 7: 要介護5	
10	予備1	文字	40
11	予備2	文字	40
12	予備3	文字	40
13	予備4	文字	40
14	予備5	文字	40
15	予備6	文字	40
16	予備7	文字	40
17	予備8	文字	40
18	予備9	文字	40
19	予備10	文字	40

### 6. 介護認定

No	項目名	項目説明	項目備考
1	レコード識別情報	自治体コード5桁-健康保険区分3桁-個人番号32桁	
2	アーク種別	32:介護認定	
3	年度	西暦で格納される yyy	2013年度の対称:「2008-2012年度データ」
4	要介護認定申請理由(1号被保険者)		将来的な共通コード化を検討中
5	要介護認定申請理由(2号被保険者)		将来的な共通コード化を検討中
6	障害高齢者の日常生活自立度(認定調査)	全角2文字	
7	障害高齢者の日常生活自立度(主治医意見書)	全角2文字	
8	認知症高齢者の日常生活自立度(認定調査)	全角2文字	
9	認知症高齢者の日常生活自立度(主治医意見書)	全角2文字	
10	要介護区分コード	1: 要支援1, 2: 要支援2, 3: 要介護1, 4: 要介護2, 5: 要介護3, 6: 要介護4, 7: 要介護5	
11	予備1	文字	40
12	予備2	文字	40
13	予備3	文字	40
14	予備4	文字	40
15	予備5	文字	40
16	予備6	文字	40
17	予備7	文字	40
18	予備8	文字	40
19	予備9	文字	40
20	予備10	文字	40

7. 追加アンケート

No.	項目名	TYPE	桁数	小数点	項目説明	備考
1	レコード識別情報	文字	42		自治体コード5桁-健康保険区分3桁-個人番号32桁	
2	2-予備種別	半角数字	2		41:追加加診	
3	3-年度	半角数字	4		西暦で格納される yyyy	I-①
4	10分以上歩行有無フラグ	半角数字	1		1:ある、2:ない	I-②
5	1週間あたり歩行日数	半角数字	1			I-③
6	1日あたり歩行時間(分)	半角数字	3			I-①
7	80分以上歩行可否フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	II-①
8	衣服着用可否フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	II-②
9	米袋持ち上げ可否フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	II-③
10	過去1年間の転倒有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	II-④
11	主な移動手段	半角数字	1		1:徒歩、2:自転車、3:バイク、4:電車(鉄道)、5:バイク、6:クルマ、7:その他	II-⑤
12	情報多輸入手意欲得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	III-①
13	情報専門入手意欲得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	III-②
14	情報自身活用可能得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	III-③
15	情報自身活用可能得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	III-④
16	楽しい気分得点	半角数字	1		1:いつも、2:ほとんどいつも、3:半分よりや多く、4:半分よりや少なく、5:ほんのたまに、6:全くない	IV-①
17	リラクセス感得点	半角数字	1		1:いつも、2:ほとんどいつも、3:半分よりや多く、4:半分よりや少なく、5:ほんのたまに、6:全くない	IV-②
18	活動的得点	半角数字	1		1:いつも、2:ほとんどいつも、3:半分よりや多く、4:半分よりや少なく、5:ほんのたまに、6:全くない	IV-③
19	休息得点	半角数字	1		1:いつも、2:ほとんどいつも、3:半分よりや多く、4:半分よりや少なく、5:ほんのたまに、6:全くない	IV-④
20	多数の興味得点	半角数字	1		1:いつも、2:ほとんどいつも、3:半分よりや多く、4:半分よりや少なく、5:ほんのたまに、6:全くない	IV-⑤
21	協力的な地域得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	V-①
22	住民の信頼得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	V-②
23	住みやすさ得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	V-③
24	有給仕事有無フラグ	半角数字	1		1:いつもしている/時々している、2:していない	VI-①
25	社会的活動参加有無フラグ	半角数字	1		1:いつもしている/時々している、2:していない	VI-②
26	個人の活動家徳有無フラグ	半角数字	1		1:いつもしている/時々している、2:していない	VI-③
27	歩道幅得点	半角数字	1		1:あてはまる、2:少しあてはまる、3:どちらとも言えない、4:あまりあてはまらない、5:あてはまらない	VI-④
28	道路危険度交通量得点	半角数字	1		1:あてはまる、2:少しあてはまる、3:どちらとも言えない、4:あまりあてはまらない、5:あてはまらない	VI-⑤
29	道路危険度照明量得点	半角数字	1		1:あてはまる、2:少しあてはまる、3:どちらとも言えない、4:あまりあてはまらない、5:あてはまらない	VII-①
30	歩行者を息かける程度得点	半角数字	1		1:あてはまる、2:少しあてはまる、3:どちらとも言えない、4:あまりあてはまらない、5:あてはまらない	VII-②
31	定期的運動意欲得点	半角数字	1		1:あてはまる、2:少しあてはまる、3:どちらとも言えない、4:あまりあてはまらない、5:あてはまらない	VII-③
32	社会貢献意欲得点	半角数字	1		1:そう思う、2:少し思う、3:どちらとも言えない、4:あまりそう思わない、5:そう思わない	VII-④
33	住居の問題、音振動得点	半角数字	1		1:よくある、2:たまにある、3:あつたにない、4:ない	VIII-①
34	住居の問題、照明不足得点	半角数字	1		1:よくある、2:たまにある、3:あつたにない、4:ない	VIII-②
35	住居の問題、視覚得点	半角数字	1		1:よくある、2:たまにある、3:あつたにない、4:ない	VIII-③
36	住居の問題、経路得点	半角数字	1		1:よくある、2:たまにある、3:あつたにない、4:ない	VIII-④
37	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	IX-①
38	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	IX-②
39	骨粗鬆症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	IX-③
40	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	X-①a
41	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	X-②a
42	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	X-③a
43	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	X-①b
44	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	X-②b
45	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	X-③b
46	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
47	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
48	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
49	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
50	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
51	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
52	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
53	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
54	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
55	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
56	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
57	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI
58	慢性の腰痛症、治療経験有無フラグ	半角数字	1		1:はい、2:いいえ	XI